農林水産部

務課 株水産総

農林水産政策室

整備課 基盤

漁港復興推進室

(総務部私学文書課) · 宮城県仙台市青葉区 本町三丁目8番1号 電話 022(211)2267 (毎週火,金曜日発行)

この規則は、平成二十四年十一月一日から施行する。

訓

令

甲

附

則

○宮城県訓令甲第十七号 事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

宮城県知事

村

井

嘉

浩

平成二十四年十月三十一日

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する

長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項及び水産業基盤整備課長の専決事項の項の次に次のように 別表第一農林水産部長の水産業基盤整備課に係る専決事項の項中第七号を削り、第八号を第七号と 同表水産業基盤整備課長の専決事項の項第五号中「漁港漁場整備及び」を削り、 同表農林水産部

加える。

樹立

漁港漁場整備に関する構想又は全体計画の 漁港復興推進室

漁港漁場整備に関する年度別実施計画の策 漁港復興推進室長

定

附 則

この訓令は、平成二十四年十一月一日から施行する。

○宮城県訓令甲第十八号

文書規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成二十四年十月三十一日

文書規程の一部を改正する訓令

宮城県知事

村

井

嘉

浩

別表第一第二号②中「水整第

文書規程(昭和四十三年宮城県訓令甲第四号)の一部を次のように改正する。

号 水産業基盤整備課」を